「広報かがみの」200号記念
鏡野町特産品を10名様にプレゼント!

「広報かがみの」は、今月号をもちまして発刊200号を迎えました。
そこで、日頃からの皆さまへの感謝を込め、鏡野町の特産品詰め合わせを10名様にプレゼントいたします。

【内容】
奥津清流米（３合）、辛美人ドレッシング、ひらめ甘露煮、
原木なめこ、はちみつキャンディ、山ぶき佃煮
※内容は変更となる場合があります

【応募方法】
①氏名　②住所　③電話番号　④広報紙へのご感想・ご意見を明記の上、はがき・FAX・Eメール・電子申請にてご応募ください。
※お送り頂いた個人情報については、特産品プレゼント以外の目的には使用しません。
※当選発表は、商品の発送をもって代えさせていただきます。

【申込み方法】
はがき：〒708-0392　鏡野町役場　くらし安全課　200号記念プレゼント 係
FAX：(0868)54-4823
Eメール：jyouho@town.kagamino.lg.jp
電子申請：https://s-kantan.jp/town-kagamino-okayama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=21062
※「電子申請QRコード」

【締め切り】
１０月２９日㈮まで（はがきは当日消印有効）

【お問い合せ先】
鏡野町くらし安全課　担当：根本　電話 (0868) 54-2780

国民年金の加入方法について

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。
基本的に日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。
加入者は、職業などによって次の３つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

◆第１号被保険者　20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の方などです。
加入手続きは、ご自身で住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で行います。

◆第２号被保険者　会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方です。
加入手続きは、勤務先が行います。

◆第３号被保険者　第２号被保険者に扶養されていて、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者の方です。
加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

会社を退職したときは、第２号被保険者から第１号被保険者への変更の手続きが必要となりますので、お早めにお手続きをお願いします。

お問い合せ先　**津山年金事務所　国民年金課　電話 (0868) 31-2360**
鏡野町住民税務課　国民年金係　担当：竹井　電話 (0868) 54-2985

コンビニ交付サービス運用停止のお知らせ

下記の日程において、システム変更に伴う作業実施のためコンビニ交付サービスの運用を停止しますので、コンビニ等での各種証明書の発行ができなくなります。

● **運用停止日時**
令和３年12月29日㈬午前６時30分から**令和４年１月30日㈰**終日まで
※利用開始は、令和４年１月31日㈪午前６時30分からです。

● **対象となる証明書**
住民票の写し・印鑑登録証明書・所得課税証明書

お問い合せ先　**鏡野町住民税務課　住民窓口係　担当：築山　電話(0868)54-2985**